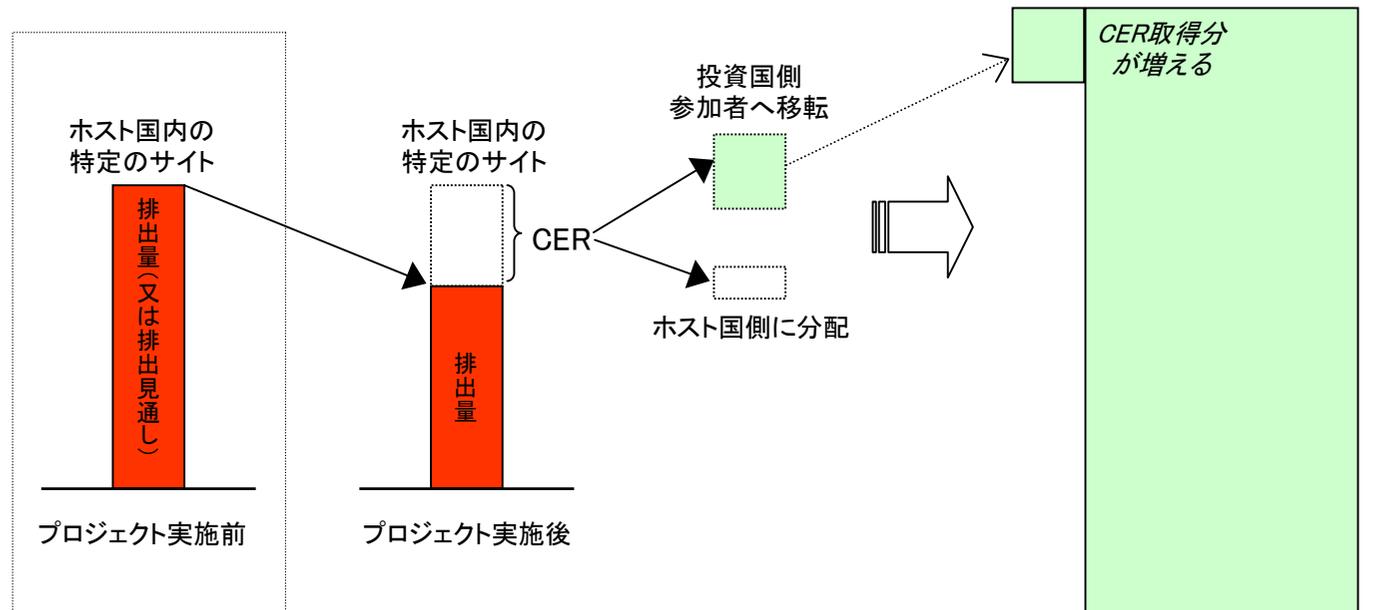


## 2. 京都メカニズムとは

### 2-1. クリーン開発メカニズム(CDM)

- ◆ 温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている先進国が協力して、数値目標が設定されていない途上国内において排出削減(又は吸収増大)等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づきクレジットを発行した上で、そのクレジットをプロジェクト参加者間で分け合うこと
  - ☞ クレジットは、排出枠として活用が可能
  - ☞ CDMで発行されるクレジットをCER(Certified Emission Reduction)と呼ぶ[案/CMP1(12条) ANXパラ1(b), p26]
  - ☞ 実際にプロジェクトが行われる国をホスト国、当該プロジェクトの実施に対して協力する国を投資国と呼ぶ
- ◆ 結果として、先進国の総排出枠の量が増大する
  - ☞ クレジット発行に際して、審査が厳格
- ◆ 京都メカニズムの中で、唯一、京都議定書の第1約束期間が始まる前にクレジットの取得が可能(2000年から)(P14参照)

ホスト国(途上国)には総排出枠がない

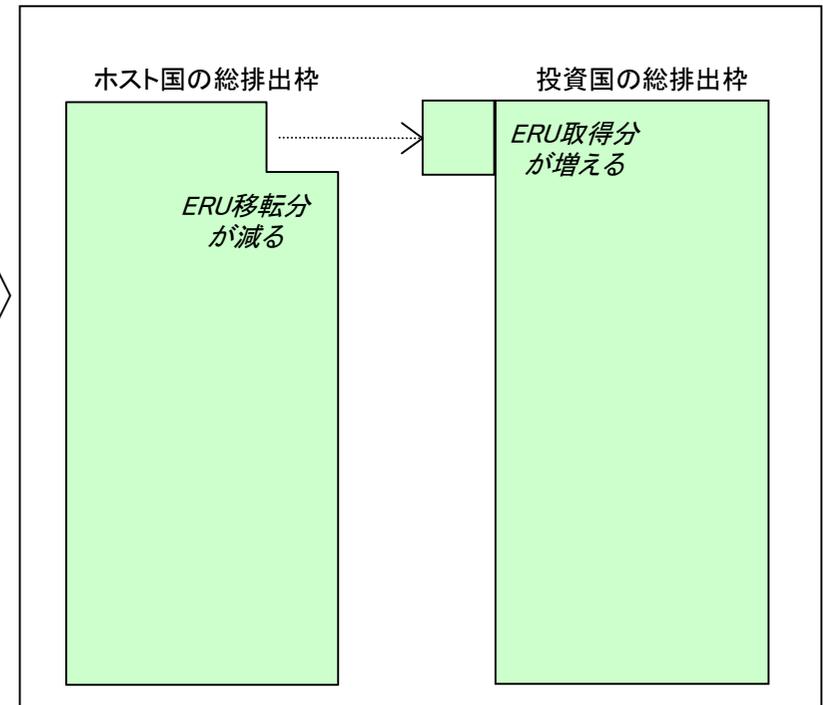
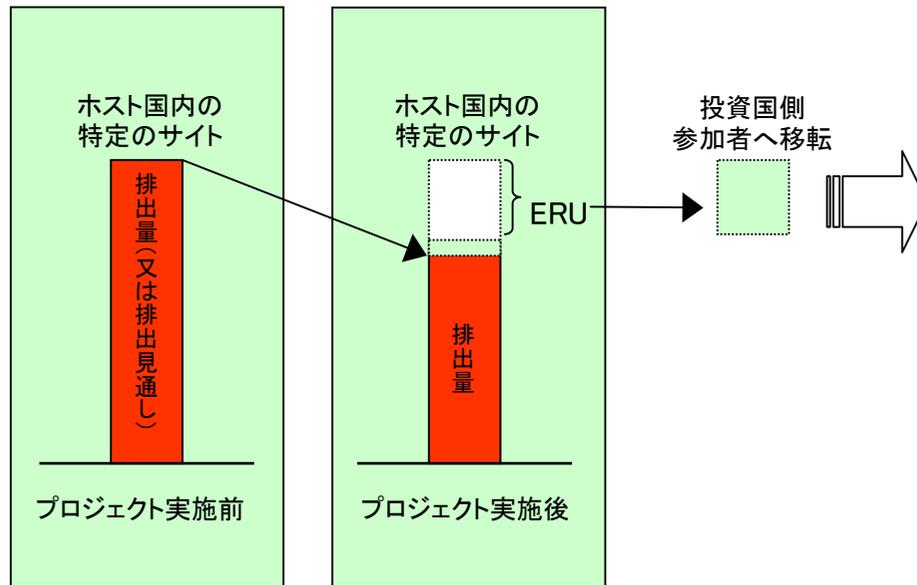


## 2-2. 共同実施 (JI)

- ◆ 温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている先進国同士が協力して、先進国内において排出削減(又は吸収増大)等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づきクレジットを発行した上で、そのクレジットを投資国側のプロジェクト参加者に移転すること
  - ☞ クレジットは、排出枠として活用が可能
  - ☞ 共同実施で発行されるクレジットをERU (Emission Reduction Unit) と呼ぶ[案/CMP1(6条) ANXパラ1(a), p8]
  - ☞ 実際にプロジェクトが行われる国をホスト国、当該プロジェクトの実施に対して協力する国を投資国と呼ぶ
- ◆ 結果として、数値目標が設定されている(総排出枠が設定されている)先進国間での排出枠の取得・移転になるため、先進国全体としての総排出枠の量は変わらない

ホスト国・投資国(共に先進国)の総排出枠の合計は変わらない

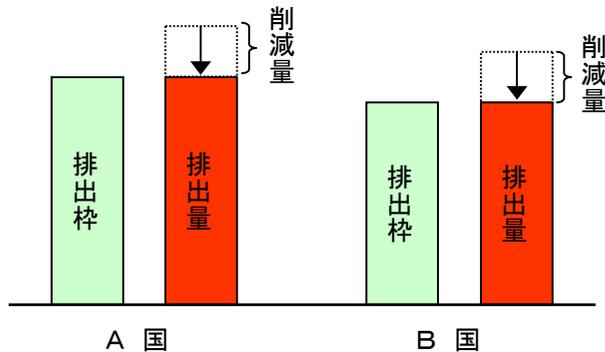
ホスト国(先進国)の総排出枠    ホスト国(先進国)の総排出枠



## 2-3. 排出量取引

- ◆ 温室効果ガス排出量の数値目標が設定されている先進国間で、排出枠の取得・移転(取引)を認めるもの
  - ☞ 先進国合計の総排出枠の量は変わらない
- ◆ 市場メカニズムにより、目標達成のための全体費用を低下させることが可能となる(下図参照)

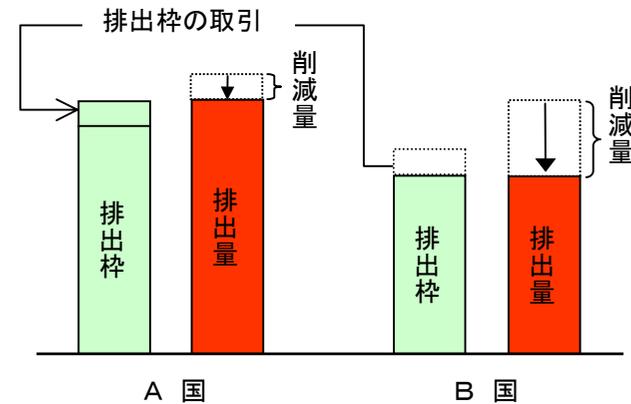
排出量取引がない場合



(例)

	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	-	-	-
取引後・総排出枠	10	8	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	2	2	4
削減対策単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$400	\$200	\$600
排出枠取引費用	-	-	-
目標達成費用	\$400	\$200	\$600

排出量取引がある場合



	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	1	-1	0
取引後・総排出枠	11	7	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	1	3	4
削減対策単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$200	\$300	\$500
排出枠取引費用	150	-150	0
目標達成費用	\$350	\$150	\$500

(注) B国はA国に排出枠1単位を\$150で販売するとした。ただし、取引のために必要なコストは考慮していない。

- ◆ 排出量取引で取得・移転が行えるものは、以下の4つ
  - ☞ 割当量単位(基準年排出量と数値目標から算定される初期割当量の一部)
    - ☞ AAU(Assigned Amount Unit)と呼ぶ[案/CMP1(17条) ANXパ̂ラ1(c), p52]
  - ☞ (先進国における)吸収源活動(P52参照)による吸収量
    - ☞ RMU(Removal Unit)と呼ぶ[案/CMP1(17条) ANXパ̂ラ1(d), p52]
  - ☞ 共同実施で発行されるクレジットであるERU(Emission Reduction Unit)
  - ☞ CDMで発行されるクレジットであるCER(Certified Emission Reduction)
- ◆ 排出枠(クレジット)の最小取引単位は、1t-CO<sub>2</sub>
- ◆ 国としての温室効果ガス排出量の上限である総排出枠は、保有している「AAU+RMU+ERU+CER」

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{国としての} \\ \text{総排出枠} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{割当量単位} \\ \text{(AAU)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{吸収量} \\ \text{(RMU)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{排出量取引による排出枠} \\ \text{(AAU、ERU、CER、RMU)} \\ \text{の取得・移転分} \\ \hline \end{array} \pm \begin{array}{|c|} \hline \text{共同実施及びCDMで} \\ \text{発行されたクレジットの} \\ \text{取得分(ERU、CER)} \\ \hline \end{array}$$

- ☞ AAU、RMU、ERU、CERは、排出枠として取引可能であるため、第1約束期間の国としての総排出枠は増減する
- ◆ 第1約束期間の調整期間末(P51参照)において、「総排出量」<「総排出枠」であった場合、その差分については基本的に次期約束期間に繰り越し(carry over)が行える[案/CMP1(7条4項)ANXパ̂ラ15,p61] [案/CMP1(7条4項)ANXパ̂ラ36,p64]
- ☞ ただし、いくつかの制限がある(P44参照)

#### 参考: ERUとAAU・RMUの関係

共同実施で発行されるクレジットであるERUは、ホスト国の保有しているAAU又はRMUが転換されて発行される。(ERU発行に応じた量のAAU又はRMUが減少する、P37参照)。

#### 参考: RMU

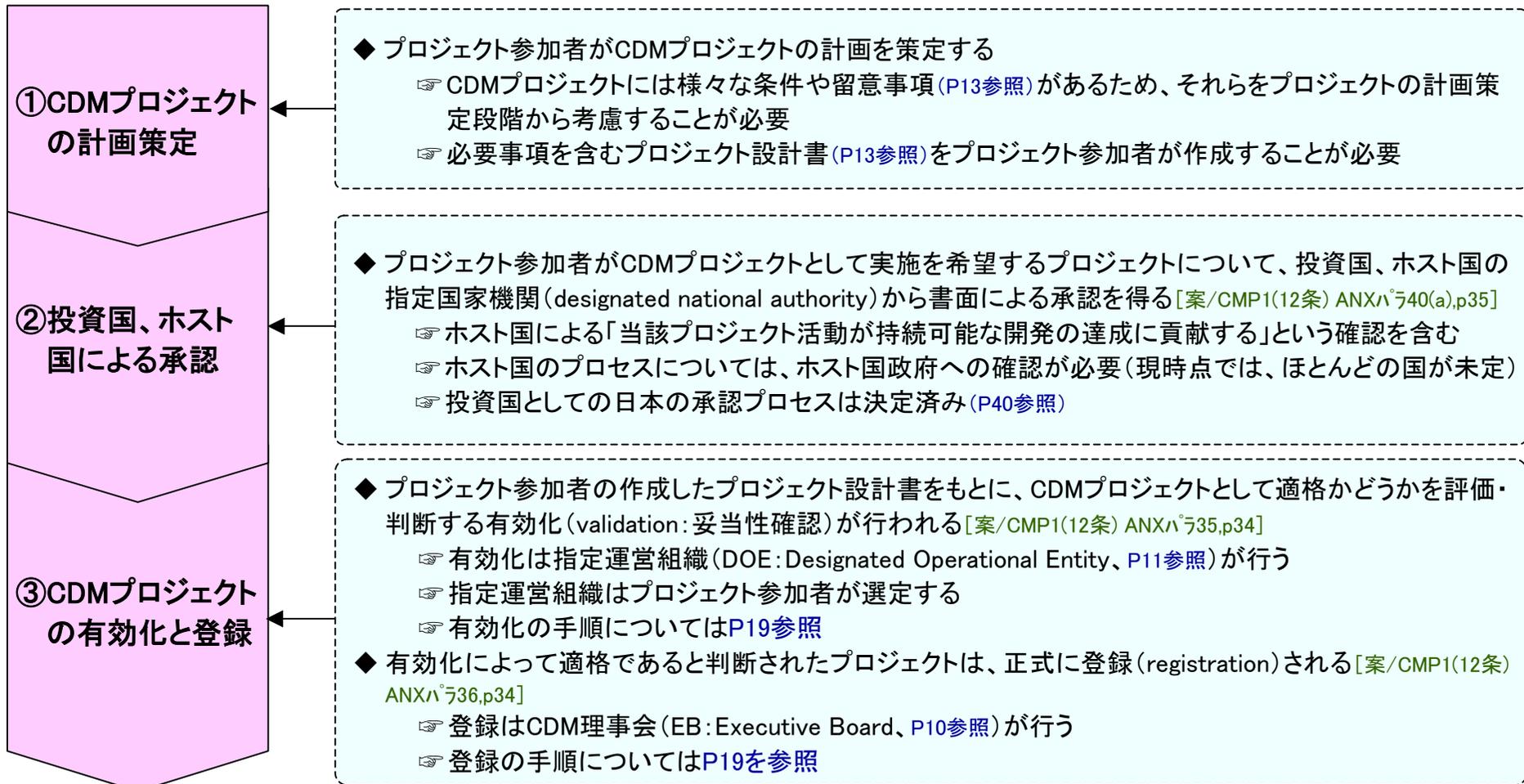
京都議定書では、植林等の吸収源活動による二酸化炭素の吸収量についてRMUを発行する。ただし、RMU発行量については様々な条件※や上限(P43,53参照)がある。

※吸収量の計算方法の詳細については、まだ国際交渉中である。

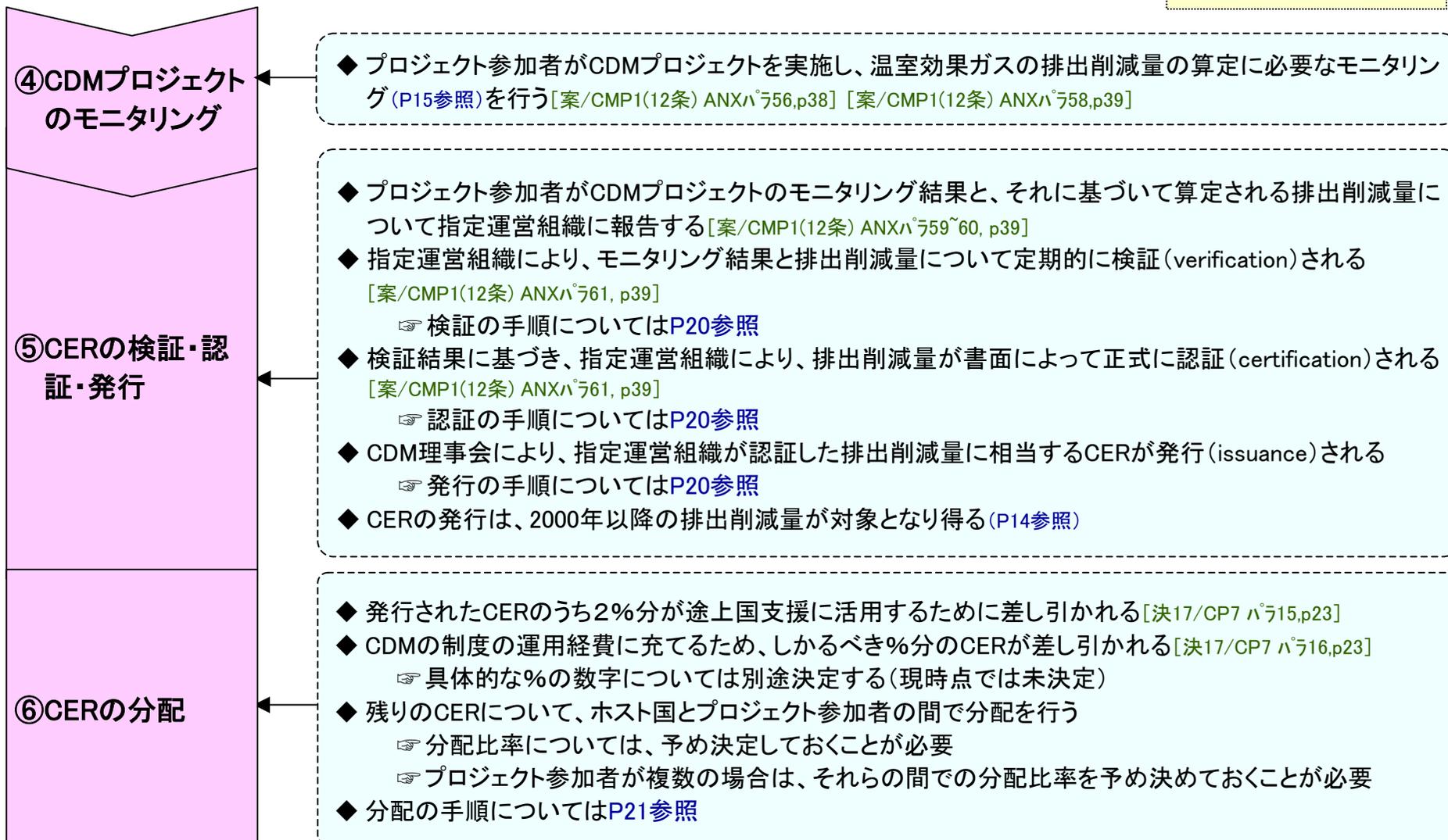
### 3. CDMの活用

#### 3-1. 全体の流れ

事業者等が投資国のCDMプロジェクト参加者として、途上国内において排出削減(又は吸収増大)等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づくクレジットであるCER(Certified Emission Reduction)を取得するまでの手順は、以下のようになる。(ただし吸収量増大プロジェクトの定義、詳細な手続きについては、COP9(2003年12月に開催)で決定する予定[決11/CP7 パラ52(e), Ad1-p54])



CDMプロジェクトの実施



参考：CDMの各種ルールの見直し[決17/CP7 ハ<sup>°</sup>19,p23][案/CMP1(12条) ハ<sup>°</sup>4,p25]

☞ CDMの各種ルールはCOP/MOPによって見直しを行っていく

☞ 最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う

☞ 見直しは、CDM理事会(P10参照)、(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う

☞ 各種ルールの見直しは、既に登録しているCDMプロジェクトに対しては影響しない

## 3-2. CDMの関連組織

## COP/MOP※(京都議定書の締約国会議)

※COPはConference of the Partiesの略、MOPはMeeting of the Partiesの略

- ◆ 京都議定書の実施に関する最高意志決定機関で、CDMの実施に関しては、以下のような権限がある[案/CMP1(12条) ANXパ<sup>ラ</sup>2<sup>7</sup>~4,p26]
  - ☞ CDM全般のガイダンスを与える
  - ☞ CDM理事会(EB:Executive Board)の提言に基づいてCDMの手続き、その他必要事項について決定する
  - ☞ CDM理事会が認定した組織を指定運営組織(DOE:Designated Operational Entity)に指定する
  - ☞ CDMプロジェクトや指定運営組織の地理的分布について検討する 等
- ◆ 京都議定書発効後に第1回のCOP/MOPが開催されるまでは、気候変動枠組条約のCOPが役割を代行する[決17/CP7 パ<sup>ラ</sup>2,p21]

## CDM理事会(EB:Executive Board)

- ◆ CDMプロジェクトの実質的な管理・監督機関で、主に以下のような機能がある[案/CMP1(12条) ANXパ<sup>ラ</sup>5,p27]
  - ☞ CDMの手続き、その他必要な事項について、COP/MOPに勧告を行う
  - ☞ ベースライン(P14参照)設定、排出量のモニタリング(P15参照)、プロジェクトの境界(P15参照)設定等について新たな方法を承認する
  - ☞ 認定基準(P11参照)に従って、指定運営組織(Designated Operational Entity)の認定(accreditation)・認定の一時停止・認定の取消・再認定・認定基準の見直し・COP/MOPへの勧告を行う
    - ☞ 指定運営組織の認定については3年毎に更新審査を行う[案/CMP1(12条) ANXパ<sup>ラ</sup>20(d),p30]
  - ☞ CDMへの投資促進のために必要な情報について公開する
    - ☞ (法律で認められている)企業秘密に関する事項は除く
  - ☞ CDM登録簿(P47参照)の開発・整備
  - ☞ CDMプロジェクトを正式に登録(registration)する[案/CMP1(12条) ANXパ<sup>ラ</sup>36,p34]
  - ☞ 指定運営組織が認証した排出削減量に相当するCER(Certified Emission Reduction)を発行(issuance)する[案/CMP1(12条) ANXパ<sup>ラ</sup>66,p40] 他
- ◆ 2001年11月に第1回CDM理事会が開催され(COP7と並行開催)、その後1~2ヶ月おきに開催されている
- ◆ CDM理事会の活動、及びCDMに関する公開情報については、インターネット【<http://unfccc.int/cdm/>】も参照

## 参考:CDM理事会の構成

[案/CMP1(12条) ANXパ<sup>ラ</sup>7<sup>9</sup>,p28]

- ☞ 委員は10名(国連定義の5地域代表の5名、附属書I国2名、非附属書I国2名、島嶼国1名)
  - ☞ 10名のうち附属書I国から4名、非附属書I国から6名
- ☞ 委員の任期は2年(立ち上げ期は5名が3年、残り5名は2年が任期)、任期は最大2期まで
- ☞ 毎年、委員の中から議長、副議長を選ぶ
- ☞ 議長と副議長は、附属書I国から1人、非附属書I国から1人とする[案/CMP1(12条) ANXパ<sup>ラ</sup>12,p30]
- ☞ 議長と副議長は、毎年、附属書I国の委員と非附属書I国の委員とが交替で就任する
- ☞ COP/MOPはそれぞれの委員代理も選出しておく
- ☞ 京都議定書発効後は議定書を批准していない国からは委員になれない[決17/CP7 パ<sup>ラ</sup>3(b),p21]
- ☞ 日本から、経済産業研究所理事長の岡松壯三郎氏が委員に就任している(任期3年)

## 参考:CDM理事会の開催・議決

[案/CMP1(12条) ANXパ<sup>ラ</sup>13<sup>16</sup>,p30]

- ☞ 年に3回以上会合を開催
- ☞ 定足数は、附属書I国から3名以上、非附属書I国から4名以上が出席し、全体で3分の2(7名)以上の出席
- ☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には4分の3の多数決にて決定
- ☞ CDM理事会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能

## 指定運営組織 (DOE: Designated Operational Entity)

- ◆ CDMプロジェクトの実務上の審査機関で、主に以下のような機能がある[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>27,p31]
  - ☞ プロジェクト参加者の作成したプロジェクト設計書をもとに、CDMプロジェクトとして適格かどうかを評価・判断する有効化(validation)を行い、CDM理事会に対し登録(registration)申請をする
  - ☞ 登録されたCDMプロジェクトによる排出削減量を、検証(verification)し、正式に認証(certification)する
    - ⇒ 1つのCDMプロジェクトに関する「有効化」と「検証・認証」は、原則として別の指定運営組織が行う(CDM理事会が認めた場合は同じ指定運営組織でも可)
  - ☞ CDM理事会からの求めに応じ、CDMプロジェクトの実施者から得た情報を(企業秘密を除き)公開する
    - ⇒ ベースライン(P14参照)の設定方法やプロジェクトの環境影響評価結果については企業秘密とは見なされない[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>6,p28]
- ◆ 指定運営組織は、CDM理事会による認定(accreditation)を受け、COP/MOP(京都議定書の締約国会議)から指定(designation)を受けることで、CDMに関する業務を行える
  - ☞ 指定運営組織として認定されるためには、主に以下のような基準がある[案/CMP1(12条)ANX APX-Aハ<sup>o</sup>1~2,p41]
    - ⇒ 法人(国際機関含む)であること
    - ⇒ 指定運営組織として、十分な人材、資金的安定性、専門能力、経営体制等を有していること
    - ⇒ 信頼性、独立性、公平性、透明性を確保できること 他
  - ☞ 指定運営組織のリストは、CDM理事会によって公開される(www.unfccc.int/cdm等)[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>20(c),p30]
  - ☞ 指定運営組織は、3年毎にCDM理事会による更新審査を受ける[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>20(d),p30]
- ◆ あるCDMプロジェクトについてプロジェクト参加者が指定運営組織を選定する場合、当該機関が、当該プロジェクトと利害関係がないことを証明することが必要[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>27(d),p32]
  - ☞ 指定運営組織が大きな組織の1部門であって、他の部門がCDMプロジェクトの資金調達や開発等に関与していたとしても、それらの部門同士で利害関係がないことを証明できれば可[案/CMP1(12条)ANX APX-Aハ<sup>o</sup>2(a)(ii),p42]
- ◆ 指定運営組織の認定に関する詳細な手続きについては、P26~28参照

### 参考: 指定運営組織の指定取消 [案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>21,p31] (CDMプロジェクトへの影響についてはP21参照)

- ☞ CDM理事会による指定運営組織の更新審査(3年毎)の結果、認定基準を満たしていないと判断した場合、CDM理事会はCOP/MOPに当該指定運営組織の指定の一時停止・取消を勧告する(勧告内容は公表される)
  - ⇒ 勧告の前に、当該指定運営組織に対し、聴聞の機会が与えられる
- ☞ CDM理事会が上記の勧告を行った場合、それは暫定的な効力を持ち、その時点で当該指定運営組織は指定が一時的に停止される
- ☞ COP/MOPが最終決定し、その内容は公表される
  - ⇒ 最終決定の結果、認定基準を満たしていると判断された場合、一時的に停止されていた指定が回復されると考えられる

- ◆ CDM理事会は、その役割を果たしていく上で、専門家からなる委員会、パネル、ワーキンググループ等を設置できる[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>1</sup> 118,p30] ことになっており、これまでに3つのパネルが設置されている (<http://unfccc.int/cdm/ebpanels.html>参照)

#### CDM[運営組織]認定パネル(CDM-AP: CDM accreditation panel)

- ◆ 委任事項は、運営組織(OE:Operational Entity)の認定(accreditation) (P11参照)、認定の一時停止、認定取消、再認定について、CDM理事会に答申すること
  - ☞ なお運営組織の実際の審査についてはCDM[運営組織]評価チーム(CDM-AT: CDM assessment team) (P26参照)を設置し、CDM-APの指導の下で、詳細な評価を行う
- ◆ CDM理事会メンバーが就任する議長・副議長、及び公募により選抜された5人で構成されている
  - ☞ パネルのメンバーの任期は1年半で、最高で2期3年
  - ☞ 現在、日本からは財団法人日本適合性認定協会の大坪孝至氏がメンバーとなっている
- ◆ 2002年8月以降、1～2ヶ月おきに開催されており、既に運営組織の認定プロセスを開始している (P26～28参照)

#### 小規模CDMパネル(SSCパネル: Panel to recommend draft simplified modalities and procedures for small-scale CDM project)

- ◆ 委任事項は、小規模CDMプロジェクト (P13参照)の具体的な「簡易な手続き」案を作成しCDM理事会に答申すること
  - ☞ 具体的には、「簡易な手続き」を適用するプロジェクトの範囲、複数の小規模なプロジェクトを一括化する(バンドリング)の可能性、ベースライン設定・モニタリング方法の簡素化、一連の手順の簡素化等
- ◆ CDM理事会メンバーが就任する議長・副議長、及び公募により選抜された10人で構成されている
  - ☞ パネルの活動期間は4ヶ月で、メンバーは固定
  - ☞ 日本から財団法人電力中央研究所の杉山大志氏がメンバーとなっている
- ◆ 2002年中に3回開催されており、2002年8月の第5回CDM理事会に対して、「小規模CDMプロジェクトの具体的な簡易な手続き」案について、答申済み (P22参照)

#### ベースライン・モニタリング方法開発パネル(Methパネル: Panel on guidelines for methodologies for baseline and monitoring plans)

- ◆ 委任事項は、プロジェクト設計書 (P13参照)、ベースライン設定 (P14参照)やモニタリング方法 (P15参照)等について案を作成して、CDM理事会に答申すること
- ◆ CDM理事会メンバーが就任する議長・副議長、及び公募により選抜された10人で構成されている
- ◆ 既に、プロジェクト設計書記入項目 (P17～18参照)、プロジェクト設計書の用語解説、小規模CDMのプロジェクト設計書の記入項目 (P25参照)、小規模CDMプロジェクト用の簡易化されたベースライン設定方法、等について答申済み

CDM  
理事会

委任

## 3-3. CDMプロジェクトの計画策定

## ◆ CDMプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要

- ☞ CDMプロジェクトとして認められるためには、当該プロジェクトがホスト国の「持続可能な開発に貢献する」ことが必要
  - ⇨ 当該プロジェクトが「持続可能な開発に貢献する」かどうかについては、ホスト国が判断[決17/CP7 前文,p20]
- ☞ そのCDMプロジェクトがなかったとした場合と比べて、人為的な温室効果ガス排出量について追加的な削減をもたらすことが必要 [案/CMP1(12条) ANXハ<sup>4</sup>43,p36]
- ☞ 原子力施設から生じたクレジットについては、国の数値目標の達成に活用することは控える[決17/CP7 前文,p20]
- ☞ 吸収量増大プロジェクトの場合は、第1約束期間については新規植林・再植林プロジェクトに限定[決17/CP7 パ<sup>7</sup>(a),p22]
  - ⇨ 森林経営、農地管理、放牧地管理、植生回復(3条4項、P52参照)のプロジェクトは対象とはならない
  - ⇨ CDMとしての吸収量増大プロジェクトの定義、詳細な手続きについては、COP9(2003年12月開催)で決定する予定 [決17/CP7 パ<sup>10</sup>(b),p22]
- ☞ 公的資金を活用する場合、その資金はODA(政府開発援助)の流用であってはならない[決17/CP7 前文,p20]

◆ 途上国(非附属書I国)がCDMプロジェクトのホスト国となるためには、京都議定書を批准し、CDMを担当する政府機関を指定していることが必要[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>29</sup>~30,p32]

## ◆ CDMプロジェクトとして有効化、登録されるためには以下の項目を含むプロジェクト設計書(P14~18参照)を作成することが必要

[案/CMP1(12条)ANX APX-Bハ<sup>2</sup>,p43]

- ①プロジェクトの目的、概要、境界(P15参照)
- ②ベースライン(プロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量の予測)の設定方法(P14参照)
- ③プロジェクトの実施期間、クレジット取得期間(P14参照)
- ④プロジェクトによる人為的な温室効果ガスの排出削減量についての説明
- ⑤環境に対する影響分析(必要に応じて環境影響評価結果)(P16参照)
- ⑥公的資金の活用に関する情報、公的資金がODAの流用でないことについての確認書(P16参照)
- ⑦利害関係者からのコメント、それらへの対応の報告(P16参照)
- ⑧モニタリング計画(P15参照)
- ⑨人為的な温室効果ガスの排出削減量の算出
- ⑩参考資料

◆ 小規模なCDMプロジェクト(以下の3つ)については、有効化からCERの検証・認証・発行等について簡易な手続きが適用される[決17/CP7 パ<sup>6</sup>(c),p21]

- ☞ 再生可能エネルギープロジェクト
  - ⇨ 最大出力が1万5000kW(又は同量相当分)まで
- ☞ 省エネルギープロジェクト
  - ⇨ エネルギー供給又は需要サイドにおける年間の削減エネルギー消費量が1500万kWh(又は同量相当分)まで
- ☞ 人為的な排出量を削減するプロジェクト
  - ⇨ 排出量が二酸化炭素換算で年間1万5000t未満

## ◆ 具体的な「簡易な手続き」については、一部を除きCOP8で決定されている(P22~25参照)

## ◆ 小規模プロジェクトの定義、簡易な手続きは、CDM理事会によって見直され、必要に応じてCOP/MOPに勧告を行う

[案/CMP1(12条)パ<sup>3</sup>,p25]

## プロジェクト設計書(P13参照)の主な項目(1)

## ベースラインの設定

- ◆ ベースラインとは、CDMプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量の予測シナリオ[案/CMP1(12条) ANXハ44,p36]
- ◆ ベースラインの設定に際しては、以下のようなことが必要[案/CMP1(12条) ANXハ45,p36]
  - ☞ CDM理事会によって承認されている方法であること
    - ⇒ 新たな方法を採用する場合にはP16参照
  - ☞ ベースラインの設定を、手法・前提・方法・変数・データ出所・重要な要因・追加性の選択について、不確実性を考慮に入れつつ、透明性のある保守的なものとする
  - ☞ 個別のプロジェクト毎に設定すること
  - ☞ ホスト国の政策・状況(例:産業政策、エネルギー事情、発電所立地計画、経済状況等)を考慮すること
  - ☞ ベースライン設定の方法については、以下の中から最も適切なものを選択すること[案/CMP1(12条) ANXハ48,p37]
    - ⇒ 適用可能な場合、現在の実際の排出量又は過去の排出量
    - ⇒ 投資障壁を考慮した上で、経済合理的な技術を採用した場合の排出量
    - ⇒ 過去5年に、同様の社会・経済・環境・技術条件下で実施された類似のプロジェクト(効率が同じ分野で上位20%に入っていること)からの平均排出量
  - ☞ 小規模CDMプロジェクト(P13参照)については簡易な手続きをとる
- ◆ 具体的なベースラインの設定については、CDM理事会によって設置された「ベースライン・モニタリング方法開発パネル(P12参照)」において専門家が検討を行っている

## クレジット期間

- ◆ クレジット期間とは、CDMプロジェクトからの排出削減量に基づくクレジットであるCERを取得できる期間の上限(以下の2つから選択する)
  - [決17/CP7 ハ412,p23][案/CMP1(12条) ANXハ49,p37]
    - ☞ 7年間(最大2回更新可能:最長21年間)
      - ⇒ 更新の際に指定運営組織が、既存のベースラインの設定の有効性、又は適用可能な新たなデータに基づく再設定について判断し、CDM理事会に通知することが条件
    - ☞ 10年間(更新なし)

## クレジット期間の遡及性について[決17/CP7 ハ413,p23]

- ☞ CDMは第1約束期間が始まる2008年より前からクレジット(CER)の取得が可能
  - ⇒ 2000年以降の排出削減量が対象
- ☞ CDMプロジェクトとしての登録日以降がクレジット期間となる
- ☞ 2000年以降、2001年11月9日までに開始されたプロジェクトについては、2005年末までにCDM理事会に対し登録申請が行われれば、CDMプロジェクトとして登録される資格がある
  - ⇒ この場合のクレジット期間の始まりは2000年以降
  - ⇒ 「開始」の定義は、プロジェクトの実施・建設・実際の行動を開始した日[EB7報告 ANX-4]

## プロジェクト設計書(P13参照)の主な項目(2)

### モニタリング計画

- ◆ モニタリングとは、実施したCDMプロジェクトからの実際の温室効果ガス排出量を把握すること
- ◆ 把握した実排出量と、設定したベースライン排出量とを比較して、排出削減量を算出する[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>759,p39]
- ◆ モニタリング計画は、CDM理事会によって承認されている方法であることが必要[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>754~55,p38]
  - ☞ 新たな方法を採用する場合にはP16参照
  - ☞ 小規模なCDMプロジェクトについては簡易な手続きが適用される(P22~25参照)
- ◆ モニタリング計画には以下のような事項が含まれていることが必要[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>753,p38]
  - ☞ クレジット期間におけるプロジェクト境界内の、温室効果ガス排出量の計測・推計、及びベースライン排出量を設定するために必要な全ての関連データの収集・保管
  - ☞ リークエージ効果によって、クレジット期間においてプロジェクト境界外で増加する全ての温室効果ガス排出源(顕著かつプロジェクトの実施に起因するものに限る)の特定と、それらの排出量データの収集・保管
  - ☞ 環境影響分析・評価に関する情報の収集・保管
  - ☞ モニタリング・プロセスの品質保証、品質管理のための手続き
  - ☞ CDMプロジェクトによる排出削減量の定期的な算出や、リークエージ効果の把握のための手続き
- ◆ 具体的なモニタリングの方法論はCDM理事会によって設置された「ベースライン・モニタリング方法開発パネル(P12参照)」において専門家が検討を行っている

### プロジェクトの境界(boundary)

- ◆ プロジェクトの境界とは、CDMプロジェクト参加者の管理下にあつて、顕著で、当該プロジェクトの実施に起因する、全ての人為的な温室効果ガス排出源  
[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>752,p37]

### リークエージ

- ☞ リークエージとは、当該CDMプロジェクトの実施により生じる、プロジェクト境界外での温室効果ガス排出量の純変化[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>751,p37]
  - ☞ 当該プロジェクトの実施に起因し、計測可能なもの
  - ☞ 例: バイオマス発電プロジェクトの実施によって、燃料の自動車輸送量が増加した場合
- ☞ リークエージによる排出増加量は、プロジェクト境界内の排出削減量から差し引かれる[案/CMP1(12条) ANXハ<sup>o</sup>750,p37]
- ☞ 「起因する」「計測可能」の定義、程度については、特定されていない